日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部改正について（趣旨）

１．目的・理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正により、介護給付及び介護予防給付に「３割負担」が導入されたことに伴い、所要の措置を講ずる必要があること。

２．内容

⑴　適用要件に係る規定の見直し（第２条関係）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による介護保険法の一部改正（該当条文 H30.8.1 施行）により、本規定により引用する条項に改正が生じていることから、当該規定を改めること。

３．施行の時期

この規則は、平成 30 年８月１日から適用すること。

４．意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第３７条第４項第８号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

他法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であるため。